貸借対照表(2020年 3月31日現在)

		T T	(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	323, 088	預 金	920, 344
預け金	323, 088	普 通 預 金	785, 135
買入金銭債権	150, 731	定 期 預 金	115, 185
金 銭 の 信 託	12, 512	その他の預金	20, 024
有 価 証 券	275, 077	その他負債	21, 564
国 債	9, 028	未決済為替借	2, 635
地方債	44, 978	未払法人税等	637
社	191, 513	未 払 費 用	1, 958
その他の証券	29, 556	前 受 収 益	326
貸 出 金	97, 401	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	12, 172
証 書 貸 付	11, 316	先 物 取 引 差 金 勘 定	78
当 座 貸 越	86, 085	金融派生商品	1, 527
外 国 為 替	309	資 産 除 去 債 務	72
外 国 他 店 預 け	309	その他の負債	2, 154
その他資産	129, 549	賞 与 引 当 金	150
未決済為替貸	1, 404	退職給付引当金	268
前 払 費 用	15	役員退職慰労引当金	5
未 収 収 益	1,743	ポイント引当金	85
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	2, 347	負債の部合計	942, 419
金融派生商品	3, 406	(純資産の部)	
金融商品等差入担保金	350	資 本 金	37, 250
中央清算機関差入証拠金	115, 273	資 本 剰 余 金	4, 626
その他の資産	5, 007	資 本 準 備 金	4, 626
有 形 固 定 資 産	640	利 益 剰 余 金	20, 461
建物	311	利 益 準 備 金	541
その他の有形固定資産	329	その他利益剰余金	19, 920
無 形 固 定 資 産	7, 043	繰 越 利 益 剰 余 金	19, 920
ソフトウェア	7, 043	自 己 株 式	△ 6,994
繰 延 税 金 資 産	929	株主資本合計	55, 344
貸 倒 引 当 金	△ 332	その他有価証券評価差額金	△ 812
		評価・換算差額等合計	△ 812
		純 資 産 の 部 合 計	54, 531
資産の部合計	996, 951	負債及び純資産の部合計	996, 951

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccccc} 2019年 & 4月 & 1日から \\ 2020年 & 3月31日まで \end{array}\right)$

(単位:百万円)

科目		金	 額
経常収	益		32, 563
資 金 運 用 収	<u>益</u>	11, 869	32, 333
貸出金利	 息	9, 709	
有 価 証 券 利 息 配 当	金	1, 696	
コールローン利	息	10	
預け金利	息	192	
その他の受入利	息	260	
役務取引等収	益	19, 033	
受 入 為 替 手 数	料	7, 562	
その他の役務収	益	11, 471	
その他業務収	益	1, 131	
外 国 為 替 売 買	益	572	
国 債 等 債 券 売 却	益	559	
国 債 等 債 券 償 還	益	0	
その他経常収	益	528	
償 却 債 権 取 立	益	2	
株 式 等 売 却	益	170	
金 銭 の 信 託 運 用	益	0	
その他の経常収	益	354	
経常費	用		30, 457
資 金 調 達 費	用	369	
預 金 利	息	369	
その他の支払利	息	0	
役 務 取 引 等 費	用	14, 659	
支 払 為 替 手 数	料	3, 358	
その他の役務費	用	11, 301	
その他業務費	用	181	
国债等债券売却	損	16	
国債等債券償還	損	27	
金融派生商品費	用	137	
営 業 経	費	14, 511	
その他経常費	用	736	
貸倒引当金繰入	額	157	
株式等売却	損 ——	501	
その他の経常費	用	77	
経 常 利	益		2, 105
特別損	失		38
固定資産処分	損 ——	38	
税金等調整前当期純利			2, 066
法人税、住民税及び事業		701	
法人税等調整	額	△ 145	
法人税等合	計 ———		556
当期純利	益		1, 510

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券に ついては決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定) により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物は定額法、その他は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであ

建 物 10年~18年 5年~6年

その他

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 まず、取引先を自己査定に基づき、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上しております

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した残額を計上しております

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度 に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき 必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (9年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を 計上しております。 (5) ポイント引当金

ポイント引当金は、「JNBスタープログラム」において顧客へ付与したポイント(JNBスター)の将来の利用に よる負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理 的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下 「消費税等」という。) の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有 形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は12百万円、延滞債権額は443百万円であります。
 - なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利 息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権以外の貸出金であります。 2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は0百万円であります。 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は161百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は618百万円であります。 なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券47,830百万円、預け金33百万円、及び 金融商品等差入担保金350百万円を差し入れております。

その他の資産には、保証金敷金551百万円が含まれております

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、 一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、 113,304百万円であります。

これらは全て原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。 これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由のあるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を 講じております。

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額
- 1, 473百万円
- 8. 関係会社に対する金銭債権総額
- 9,745百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額

- 150百万円
- 10. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰 余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しており

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、66万万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 役務取引等に係る収益総額 その他の取引に係る収益総額

5百万円 460百万円 6 百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 役務取引等に係る費用総額 その他の取引に係る費用総額

0 百万円 221百万円 2,635百万円

3. 関連当事者との取引 関係会社の子会社等

(畄位,五万田)

対が云江ツ	1 五 正 寸					(半)匹	· 🗆 // 11/
種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の	SMBCコンシューマー		当社貸出金の	貸出金の 被保証	82, 080	_	_
関係会社の 子会社	ファイナンス株式会社		債務保証	保証料の支払	5, 314	その他の 役務費用	-
親会社の 子会社	ワイジェイカード 株式会社	-	役員の兼任	受益権の 購入	10,000	買入金銭 債権	10,000

- (注3) 取引金額及び期末残高には、消費税等を含めておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ及び市場からのコールマネーにより調達を行い、貸出金及び有価証券の購入等にて運用を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行っております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び買入金銭債権(資産全体の42%程度)であります。保有有価証券の主な内訳は、国債、地方債、財投債、社債及び投資信託であり、主にその他有価証券として保有しておりますが、一部は満期保有目的の債券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。保有買入金銭債権は主に個人向け債権の流動化商品を保有しております。これらは、裏付資産の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金(資産全体の9%程度)は個人向けの非事業性ローン、住宅ローン、並びに事業性ローンがあり、いずれも顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。なお、個人向けの非事業性ローンと、保証付き事業性ローンについては、保証会社の保証付貸出金であり、顧客の信用リスクを保証会社の契約不履行によってもたらされる信用リスクに転嫁しております。

また、住宅ローンは担保付貸出金であり、担保非保全部分が顧客の信用リスクに晒されております。

その他の金融資産として、短期のコールローンを期中に運用しております。

当社の金融負債は、主として預金(負債全体の97%程度)であり、普通預金、定期預金及びその他の預金から成り立っております。また、コールマネーによる資金調達を行う場合もあります。いずれの負債も金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、債券の相場変動のリスクをコントロールする目的で債券先物取引、金利先物取引及び金利スワップを行い、投資信託の相場変動のリスクをコントロールする目的で株価指数先物取引を行っております。為替リスクに晒される債券の為替変動のリスクをコントロールする目的で、また、顧客から受け入れた外貨預金のカバー取引、外国為替証拠金取引及びそのカバー取引として、通貨先物取引及び為替予約取引を行っております。なお、これらの取引はいずれもヘッジ会計は適用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、取締役会において定めた普遍的な基本方針「クレジットポリシー」に従い、信用リスク管理体制を社内規程に定め、信用リスクのコントロールに努めております。また、資産の健全性を確保し、資産内容を客観的に反映した正確な財務諸表の作成及び適切な償却引当を行うため、取締役会において自己査定及び償却引当の規程を定めております。各部門から独立した監査部が、信用リスク管理状況につき定期的に監査を行い、与信業務の牽制を行うとともに、取締役会等に監査結果の報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社では、金利リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的にイールドカーブの形状変化(フラットニングやスティープニング)に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行ったうえで、業務部門から独立したリスク管理部において実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しております。

(ii) 為替リスクの管理

金利リスク管理と同様、為替リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、投資額とそのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的に為替の変動に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

金利リスク管理と同様、価格変動リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオの取得原価に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況及び時価を管理しております。また、定期的に、ストレス発生時での価格下落に対する時価変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

金利リスク管理、為替リスク管理及び価格変動リスク管理の対象となる資産・負債の現在価値変動をコントロールする目的で保有するものについては、金利リスク管理、為替リスク管理及び価格変動リスク管理の枠組みの中で、それぞれ管理しております。また、外貨預金のカバー取引の状況、外国為替証拠金取引及びそのカバー取引の状況については、リスク管理部においてモニタリングするとともに、その結果を日次で社内報告しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア)トレーディング目的の金融商品

当社は、トレーディング目的の金融商品は保有しておりません。

(イ)トレーディング目的以外の金融商品

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券、貸出金であり、これらで資産全体の43%程度を占めております。なお、現金預け金、金銭の信託及び貸出金のうち当座貸越は、期日の定めがないため金利リスク管理の対象に含めておりません。金融負債は、預金であり、負債全体の97%程度を占めております。また、デリバティブ取引は、債券先物取引、金利先物取引及び金利スワップであります。

当社では、これらの金融商品について、金利変動によるポートフォリオの現在価値の変化額として「BPV(ベーシス・ポイント・バリュー:金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」を算定し、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。BPVの算定にあたっては、対象となる金融商品を商品分類ごとに、それぞれ金利期日等に応じて適切なキャッシュフローに分解し、当社が定める期間ごとの金利変動による変化額を用いております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2020年3月31日現在、指標となる金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)上昇したものと想定した場合には、当該金融商品の時価評価額が純額で100百万円減少し、1ベーシス・ポイント(0.01%)下落したものと想定した場合には、純額で100百万円増加するものと把握しております。

当該変化額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では、資金調達において、短期資金 (0/N~1/5月物) への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその遵守状況をモニタリングしております。また大量の預金流出など緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	323, 088	323, 088	_
(2) コールローン	_	_	-
(3) 買入金銭債権	150, 731	150, 734	3
(4) 金銭の信託	12, 512	12, 512	_
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	18, 761	18, 700	△ 60
その他有価証券	256, 316	256, 316	_
(6) 貸出金	97, 401		
貸倒引当金 (*1)	△ 332		
	97, 069	97, 067	△ 1
(7) 外国為替	309	309	_
資産計	858, 788	858, 729	△ 58
(1) 預金	920, 344	920, 457	113
負債計	920, 344	920, 457	113
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,800	1,800	_
デリバティブ取引計	1,800	1,800	_

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を、正味の債権・債務の純額で表示しております。 合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。満期のある預け金については、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。 その割引率は、新規に預け金を預け入れる際に適用される利率を用いております。なお、残存期間が短期間 (6ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンは、残存期間が短期間(6ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、当初約定期間が短期間(6ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されてい る基準価格によっております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号2008年

255人に関する実施工の取扱です。(実施利用国債に 3人には、「金融資産の時間の算定に関する実施工の取扱です。(実施利用 25人2008年 10月28日)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラテ ィリティが主な価格決定変数であります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大き く異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を 行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、最終返済期限までの残存期間が 短期間 (6ヶ月以内) のもの、及び当座貸越で返済期限を設けていないものは、時価が帳簿価額と近似して いることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等 に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引 当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) 外国為麸

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)であります。満期のない預け金であり、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

自 信

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。 また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引 率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(6ヶ月以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デ<u>リバティブ取引</u>

デリバティブ取引は、金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引であり、将来キャッシュ・ フローの割引現在価値又は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールローン 買入金銭債権 有価証券	- 29, 274	20, 729	20, 575	10, 392	_	69, 533
満期保有目的の債券	_	_	_	12, 500	_	6, 176
その他有価証券のうち 満期があるもの	20, 848	26, 718	53, 928	22, 492	29, 438	93, 433
貸出金 (*)	146	233	268	142	142	10, 381
合計	50, 270	47, 682	74, 771	45, 527	29, 580	179, 524

(*) 期間の定めのない当座貸越86.085百万円は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

					(1	· 11/4/
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	102, 595	13, 005	4, 936	1, 199	1,895	_
合 計	102, 595	13, 005	4, 936	1, 199	1,895	_

^(*) 預金のうち、要求払預金796,712百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
n+/m / / / / / / / / / / / / / / / / / /	社債	6, 176	6, 221	45
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	その他	5, 338	5, 342	3
日工版を起たるのの	小計	11, 514	11, 563	49
nds (mr. 20 (45 (11, 1.1 m)) -ds	社債	12, 585	12, 479	△ 106
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	18, 267	18, 266	△ 0
11 T 11X G /G /C /G / O / /	小計	30, 852	30, 745	△ 106
合計		42, 366	42, 309	△ 57

2. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	債券			
	国債	4, 001	3, 999	1
	地方債	44, 161	43, 703	457
貸借対照表計上額が	社債	114, 312	113, 734	577
取得原価を超えるもの	その他			
	外国債券	13, 430	12, 996	434
	その他	86, 021	85, 959	61
	小計	261, 926	260, 394	1,532
	債券			
	国債	5, 027	5, 196	△ 168
	地方債	817	828	△ 10
貸借対照表計上額が	社債	58, 439	58, 939	△ 499
取得原価を超えないもの	その他			
	外国債券	10, 591	11, 227	△ 635
	その他	46, 639	48, 027	△ 1,388
	小計	121, 516	124, 219	△ 2,703
合計		383, 442	384, 613	△ 1,171

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

			(単位:日刀円)
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券			
国債	99, 922	313	△12
地方債	1, 012	12	_
社債	22, 863	230	
その他			
外国債券	3, 246	2	$\triangle 3$
その他	24, 313	170	△501
合計	151, 357	729	△517

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が 取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とすると ともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。 当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落 時価が取得原価に比べて30%以上下落

要注意先 正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (2020年3月31日現在) (単位:百万円)

ての他の金銭の自む (座)	用 自时及 医胸旁体	竹 自 11782777 (4	020年3月31日 511	-)	(単位・日刀口)
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの (*)	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの (*)
その他の金銭の信託	12, 512	12, 512	_	_	_

(*) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延柷金貨産	
その他有価証券評価差額金	358 百万円
貸倒引当金	1 0 1
退職給付引当金	8 5
有価証券償却	8 4
前受収益	8 3
未払事業税	6 3
繰延消費税	5 2
賞与引当金	4 6
ポイント引当金	2 6
資産除去債務	2 4
その他	16_
繰延税金資産小計	9 4 2

 繰延稅金資產小計
 942

 評価性引当額
 —

 繰延稅金資產合計
 942

 繰延稅金負債
 942

 資産除去債務に係る有形固定資産
 12

 繰延税金負債合計
 12

繰延税金資産の純額 <u>929 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額71,752円55銭1株当たりの当期純利益金額1,987円13銭

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、21.18%であります。